

政令第五十二号

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二十五項の規定に基づき、この政令を制定する。

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「オーストラリア、」を削り、同項第三号中「平成二十五年八月三十一日」を「平成三十一年三月四日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第二条中「又は暫定不当廉売関税賦課貨物」及び「オーストラリアを原産地とするものにあつては二十九・三パーセント」を削る。

第四条及び第五条中「又は暫定不当廉売関税賦課貨物」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

(不当廉売関税の還付に関する経過措置)

2 この政令による改正前の電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（以下「旧令」という。）第一条第一項に規定する特定貨物のうちオーストラリアを原産地とするものに係る関税率法第八条及び旧令の規定により課された不当廉売関税の同条第三十二項の規定による還付の請求については、旧令第五条の規定は、なおその効力を有する。